

各位

平成 28 年 3 月 15 日

放射線取扱主任者

放射光科学研究施設における放射線障害防止法施行規則

第 22 条の 3 項の適用について

放射光科学研究施設において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間 : 2016 年 3 月 15 日 (火) から 2016 年 5 月 5 日 (木) まで
2. 場 所 (図 1 参照) :
 - a) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・サービスヤード
 - b) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・搬入前室

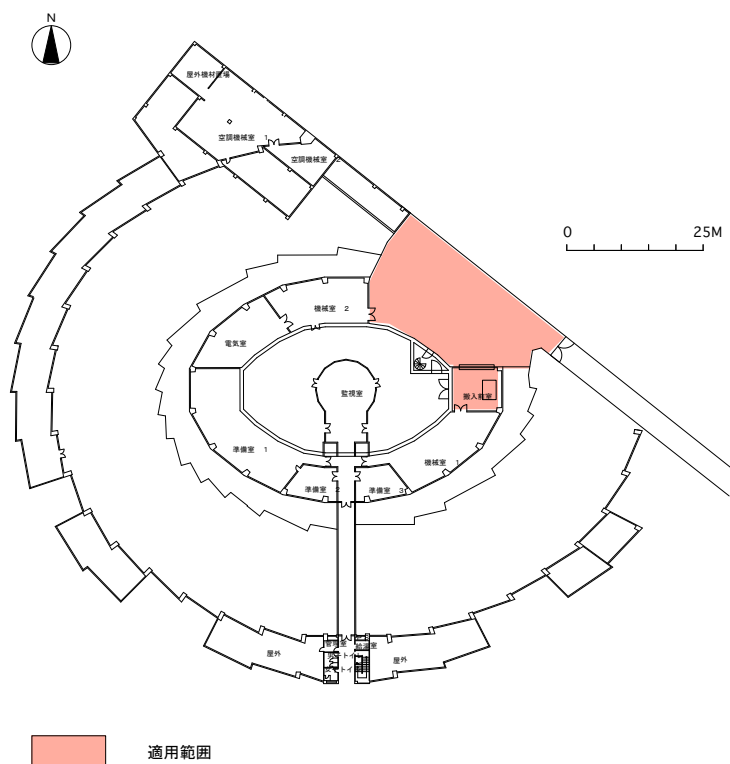


図1 放射光研究施設 2 階平面図

配布先

機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、TNS

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員